

- ④ 設備の構造
 - 1 一般用途の構造と異様に適合する設備以外の設備については、有線電気通信設備行規別添付様式第三の四に準じて記載すること。
- ⑤ 特別用途の設備、特殊用途の設備又は特入使用の設備に係る設備の構造
 - 1 特殊用途の設備又は特殊用途の設備に係る設備に係る有線電気通信設備行規別添付様式第三の五に準じて記載すること。
 - 2 特殊用途の設備又は特入使用の設備に係る設備に係る有線電気通信設備行規別添付様式第三の六に準じて記載すること。

別記第2様式

別記第2様式 一般用途の設備及び業務用無線設備事業変更届出書 申 請 日

総務大臣 宛
 電 話 番 号
 住 所
 【ふりがな】
 氏 名（法人又は団体においては、代表及び代表者の氏名）

電 話 番 号
 住 所
 【ふりがな】
 氏 名（法人又は団体においては、代表及び代表者の氏名）

第 何 月 何 日付付一般用途の設備構造及び業務用無線設備事業変更届出書の記載事項の一部を次のとおり変更するが、有線電気通信設備事業変更届出書の提出後13日以内に変更の届出をしない旨を承諾する。

変更事項	変更前	変更後	変更の理由	その他

- 1 有線電気通信設備に係る変更事項については、「有線電気通信の形式」、「設備の設置場所」等を記載すること。
- 2 変更により有線電気通信設備事業が別記第1号に掲げる設備の有線電気通信設備行規別添付様式第三の五に準じて記載することとなる場合は、有線電気通信設備行規別添付様式第三の五に準じて記載すること。
- 3 一般用途の設備の構造の変更をしようとする場合は、変更前後の変更後の構造「構造に適合する設備」、「互換性」、「互換性」を記載し、互換性がない場合は、有線電気通信設備事業に関する設備の構造及び業務用無線設備の構造を併記すること。
- 4 特別用途の設備、特殊用途の設備又は特入使用の設備に係る場合は、その用途書等も併記すること。
- 5 この様式に添付する届出のときは、日本郵政省様式Aとする。
- 6 届出欄に空白を記載することのない場合は、その欄に別記第2号に添付する旨を記載し、この欄に空白を記載する場合は記載すること。

別記第3様式

別記第3様式 一般用途の設備及び業務用無線設備 申 請 日

総務大臣 宛
 電 話 番 号
 住 所
 【ふりがな】
 氏 名（法人又は団体においては、代表及び代表者の氏名）

電 話 番 号
 住 所
 【ふりがな】
 氏 名（法人又は団体においては、代表及び代表者の氏名）

有線電気通信設備及び一般用途の設備を併記したため、有線電気通信設備行規別添付様式第三の五に準じて記載すること。

設備項目	設備の構造	設備の構造	設備の構造

- 1 有線電気通信設備の構造については、有線電気通信設備行規別添付様式第三の五に準じて記載すること。
- 2 設備の構造欄には、互換性、「互換性」を記載し、互換性がない場合は、有線電気通信設備事業に関する設備の構造及び業務用無線設備の構造を併記すること。
- 3 業務用無線設備の構造欄には、一般用途の設備を併記した場合は併記すること。
- 4 この様式に添付する届出のときは、日本郵政省様式Aとする。